

高校教育課

教育委員会における再発防止策

福島県いじめ問題対策委員会による令和4年3月25日付け「福島県内高等学校で発生したいじめ重大事案の調査報告書」第7章再発防止への提言を踏まえ、次のとおり再発防止策を講じていく。

1 当該校への支援策

当該校に対しては、いじめ問題に関する対応力・実践力を育成するため、いじめ問題の未然防止に欠かせない積極的な認知やいじめ問題が発生した際の組織的な初期対応や被害生徒に対する継続的な支援体制の在り方等に関する研修を、継続的に実施することが必要である。そのために以下の取組を行う。

(1) 学校訪問による指導

いじめ問題に適切に対応できる校内生徒指導体制及び教育相談体制の構築について、学校訪問等を通じて指導・助言を行う。また、教育事務所の生徒指導担当指導主事による学校訪問を年間を通して行い、いじめ防止対策基本方針の取組状況や教育相談の実施状況を定期的に点検し、適切な指導助言を行う。

(2) 校内研修における指導

高校教育課から指導主事を校内研修の講師として派遣し、いじめの早期発見や積極的な認知、いじめ問題が発生した際の組織的な初期対応や被害生徒に対する継続的な支援体制の在り方等について実践事例を示し、研修の充実を図る。

(3) 専門職の派遣による支援

関係生徒をはじめとする生徒指導上の課題を抱える生徒への指導・支援を強化するために必要に応じてSCやSSW、生徒指導アドバイザーを派遣し、学校を支援する。

2 県立高校における学校いじめ防止基本方針の取組状況に関する指導・助言の強化

いじめ問題は、全ての学校で、全ての生徒に起こりうるものであり、県立高校において各学校の実状や課題を踏まえた学校いじめ防止基本方針の策定・見直しを行うとともに適切に実践することが必要である。そのため以下に取組を行う。

(1) 取組状況の点検・指導助言

全ての県立高校が策定した学校いじめ防止基本方針の取組状況（中間報告・年度末報告）及び教育相談の実施状況を点検し、各校の現状と課題を踏まえた取組状況になっているか確認し、必要に応じて指導助言する。また、会津地方の県立高等学校におけるいじめによる重大事態に関する調査結果報告書等を活用し校内研修の充実を図ることを、各教育事務所指導主事と連携して適切に指導助言する。

(2) 管理職への指導助言

各地区校長会議に高校教育課から主任指導主事等を派遣し、いじめの早期発見や積極的な認知、いじめ問題が発生した際の組織的な初期対応や被害生徒に対する継続的な支援体制の在り方等について、重大事態の実践事例を示しながら説明し、いじめ防止対策推進法についての正しい理解と実践について指導助言する。また、いじめを見逃さない校内生徒指導体制及び生徒の発達課題や思春期心性への正しい理解と生徒の気持ちに寄り添う指導の重要性並びに専門職との連携や教育相談体制の構築、校内研修の充実等について指導・助言を行う。

県立学校教頭会議等においても同様の指導助言を行う。

(3) 学校訪問による指導

全ての県立高校で実施する学校訪問において、学校いじめ防止基本方針及び年間指導計画に基づいた取組や、いじめ防止対策委員会等の開催状況（会議記録の点検含む）及びアンケート等の実施状況について指導主事が点検・確認を行い、必要に応じて適切に指導助言する。

また、各学校の学校いじめ防止基本方針及び年間指導計画について、適切に見直し・評価が行われ、取組が改善されているかについて、研修や学校訪問等で確認し、指導助言する。

(4) 情報モラル教育に関する支援・指導助言

SNSとの正しい付き合い方等、インターネット上のトラブルを未然に防止するため、校内研修の充実を図るよう各教育事務所指導主事と連携して適切に助言する。必要に応じて専門職（生徒指導アドバイザー）を派遣し、学校に対して適切に指導・支援する。

3 教職員に対する研修の充実

いじめ問題に関する対応力・実践力を育成する研修として、いじめ問題の未然防止に欠かせない積極的な認知やいじめ問題が発生した際の組織的な初期対応や被害生徒に対する継続的な支援体制の在り方等について、継続的に研修を実施することが必要である。そのために以下の取組を行う。

(1) 校外研修における指導助言

県教育センターで実施される高等学校中堅教諭等資質向上研修、生徒指導研修等に高校教育課から指導主事等を派遣し、いじめの早期発見や積極的な認知、いじめ問題が発生した際の組織的な初期対応や被害生徒に対する継続的な支援体制の在り方等について、重大事態の実践事例を示しながら説明し、いじめ防止対策推進法についての正しい理解と実践について指導助言する。

(2) 初任者研修における指導助言

初任者研修地区別研修においていじめの重大事態に関する対応等、いじめ問題に関する研修を実施し、全ての新採用教諭に対して指導助言する。

(3) 生徒指導主事への指導助言

高等学校生活指導協議会生徒指導主事研修において、いじめ問題が発生した際の初期対応や被害生徒に対する継続的な支援体制の在り方等について、いじめによる重大事態対応事例を示し、いじめ防止対策推進法について理解を深めることができるように実践的な研修を実施する。また、いじめを見逃さない校内生徒指導体制及び生徒の発達課題や思春期心性への正しい理解と生徒の気持ちに寄り添う指導について指導・助言を行う。

4 重大事態発生時の教育委員会の支援体制の強化

いじめの重大事態が発生した場合、県教育委員会は当該校に対し、以下の取組により、支援・指導を行う。

(1) 指導主事派遣による支援・指導

重大事態発生時には、高校教育課と各地区教育事務所が連携して状況を把握し、組織的で多面的な学校への支援・指導を行う。

また、学校からいじめによる重大事態が予見される事案について報告があった際、いじめ防止等に係る基本方針等に基づく対応が適切に行えているか、被害生徒の状況はどうであるか等を確認しながら、早期対応・早期解決が図られるよう各教育事務所指導主事を当該校へ派遣し、支援を行う。また、必要に応じて高校教育課から指導主事を派遣し、早期対応

- ・早期解決に向けた支援を行う。さらに、いじめ問題が表面上解決したかのように見えても水面下で深刻な事態に進行していることを想定し、指導主事が継続的に学校訪問を行う等、長期的な支援・指導を行う。

(2) 専門職派遣による支援

関係生徒への指導・支援を強化するために必要に応じて生徒指導アドバイザーやS C・S Wを派遣し、専門的なアドバイスを受けることにより、いじめ問題の解決や被害生徒や家族を学校が適切にサポートできるよう支援・指導する。